

令和7年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度：キャリア採用・第1回）（ジョブ型採用枠）の実施について（公告）

次のとおり新潟県職員採用試験（大学卒業程度：キャリア採用・第1回）（ジョブ型採用枠）を行う。

令和7年2月17日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

1 試験職種、採用予定人員、受験資格等

(1) 昭和39年4月2日以降に生まれた人で、以下の職務経験等の要件を満たす人（令和7年3月31日時点）

試験職種	採用予定人員	求める経験と受験資格
一般行政 (ICT)	合計7人程度	<p>ICT企業や企業のシステム関連部門等において、ITシステム開発・運用管理、ITシステムの品質管理、DX推進事業者に対するDX推進に向けたツールの提供に関する職務経験を3年以上有する人</p> <p>次のいずれかに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none">●金融機関や企業の財務部門等において、財務諸表を通じた財務分析、財務諸表の作成、会計監査、債権管理・回収、資金運用等に関する職務経験を3年以上有する人●公認会計士、税理士、中小企業診断士等、民間企業の経理に関する職務経験を3年以上有する人
一般行政 (経営・財務)		<p>次のいずれかに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none">●広告代理店等において広報、パブリシティ、メディア対応等に関する職務経験を3年以上有する人●民間企業の広報部門等において広報、パブリシティ、販売戦略等に関する職務経験を3年以上有する人
一般行政 (広報・プロモーション)		<p>次のいずれかに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none">●広告代理店等において広報、パブリシティ、メディア対応等に関する職務経験を3年以上有する人●民間企業の広報部門等において広報、パブリシティ、販売戦略等に関する職務経験を3年以上有する人
一般行政 (営業・企画)		<p>民間企業等において次の職務経験を通算して3年以上有する人</p> <ul style="list-style-type: none">【観光】インバウンド旅行商品造成等の観光に関する営業・企画分野での業務経験【交通】旅行会社（オンライン事業者含む）、交通事業者等での交通に関する営業・企画分野での業務経験【流通】商社等での勤務経験や、国外との商取引、マーケティング、プロモーション等の流通に関する営業・企画分野での業務経験【医療】医療コンサルタント、医療機器、医薬品メーカー等での医療に関する営業・企画分野での業務勤務経験
一般行政 (行政実務経験)		<p>国や地方公共団体（新潟県庁含む。県内市町村及び一部事務組合・広域連合除く）における正規職員としての職務経験を3年以上有する人</p>
一般行政 (自己推薦)		<p>上記以外の民間企業等における職務経験を3年以上有し、経験分野の県政課題に自身の職務経験を具体的に活かすことができる人</p> <p>（分野例）危機管理・防災、起業・創業、脱炭素、健康づくり、国際、法務 等</p>
福祉行政	若干名	<p>次のいずれにも該当する人</p> <ul style="list-style-type: none">●社会福祉法第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する人又は学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は大学院において、心理学を専修する学科（これに相当する課程を含む。）若しくは専攻を卒業若しくは修了した人●児童福祉施設、障害者支援施設等において、指導、相談支援に関する職務経験を3年以上有する人
林業	若干名	建設会社、設計コンサル、林業事業体等の民間企業等において、治山、地すべり、なだれ、海岸、林道等の分野についての計画・設計・積算・施工監理又は森林管理、林業経営等に関する職務経験を3年以上有する人
農業	若干名	農業又は食品関係の民間企業等において、農業者等に対する生産・加工関連の指導支援又は農産物等に関する試験研究や加工・流通等に関する職務経験を3年以上有する人
電気	若干名	電気設備又は通信設備関係等についての計画・設計・積算・品質管理・施工監理・維持管理等に関する職務経験を3年以上有する人
保健師	若干名	<p>次のいずれにも該当する人</p> <ul style="list-style-type: none">●保健師の免許を有する人●民間企業等における産業保健活動や地域保健活動に関する職務経験又は病院等医療機関における保健指導や看護に関する職務経験を3年以上有する人

※ 受験申込みは、上記のうち1試験職種に限る。

※ 当該試験の受験申込を行った場合は、同期間に実施する令和7年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度

：キャリア採用・第1回）（地域枠）の受験申込を行うことはできない。

※ 林業及び農業については、採用後、必要に応じて普及指導員資格の取得を求める。

＜ジョブ型採用枠の職務経験について＞

民間企業の従業員、公務員、自営業者等として就業していた期間が該当する。

ただし、以下の点に注意すること。

- ① 週30時間以上従事した期間のみ該当する。
- ② 職務経験が複数の場合は通算できる。ただし、通算できる期間は、1年以上継続して就業していたものに限る。なお、同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれかひとつの職歴に限る。
- ③ 連続して3か月を超えて職務に従事していない期間は職務経験から除く。ただし、産前産後休業を取得した期間については、3か月を超えていても職務経験に含む。

※育児休業を取得した期間は職務経験から除く。

※ 福祉行政の職務経験について、「児童福祉施設、障害者支援施設等」には、社会福祉士及び介護福祉士法第7条の厚生労働省令で定める以下の施設が該当する。

- 1 地域保健法の規定により設置される保健所
- 2 児童福祉法に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設
- 3 医療法に規定する病院及び診療所
- 4 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
- 5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
- 6 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設
- 7 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所
- 8 壳春防止法に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
- 9 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所
- 10 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
- 11 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉センター
- 12 介護保険法に規定する介護保険施設及び地域包括支援センター
- 13 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援又は自立生活援助を行うものに限る。）又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設
- 14 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

- ア 日本の国籍を有しない人（ただし、保健師は日本の国籍を有しない人も受験可能）
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
- ウ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

2 第1次試験

(1) 方法

事前に提出された職務等経歴及び自己PRにより、民間企業等における職務経験内容、実績、意欲等について審査する記述試験を行う。

(2) 提出期限及び提出方法

提出期限：令和7年3月24日（月）

提出方法：電子申請システムにより受験申込に併せて直接入力

(3) 合格者の発表

令和7年5月8日（木）午後1時（予定）に新潟県職員採用案内ホームページに合格者の受験番号を掲載する。併せて、2次試験（面接試験）の日時も掲載する。

3 第2次試験

- (1) 方法
個別面接試験及び適性検査を行う。
- (2) 試験日及び試験場
令和7年5月31日（土）及び6月1日（日）（予定）のうち指定する日に県庁（新潟市中央区新光町4番地1）において行う。
- (3) 合格者の発表
令和7年6月下旬（予定）に新潟県職員採用案内ホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、合格者に結果を通知する。

4 資格調査

受験資格の有無及び申込内容の真否について調査する。

5 試験の配点・基準

各試験区分の合格決定は、それぞれの試験区分ごとに行い、他の試験区分の成績は反映されない。

また、試験種目にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、基準を満たさない場合、不合格となる。

区分	種目	配点	基準
第1次試験	記述試験	100点	40点以上
第2次試験	面接試験	130点	70点以上

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載され、各任命権者が各職種の欠員の状況に応じて採用を決定する。ただし、欠員のない場合は採用されないこともある。
- (2) 職歴証明書等を提出できない場合や、必要な職務経験を欠いていることが明らかとなった場合には、採用されない。
- (3) 採用は原則として令和8年4月1日であるが、欠員の状況により年間を通じ順次行うこともある。
- (4) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。

7 給与

初任給は、民間企業等における職務経験年数及びその職務内容等に応じ、一定の基準に基づいて個別に決定される。

このほか、期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当、住居手当等を支給する。

8 受験手続

原則として電子申請（インターネットによる申込み）により申し込むこと。（インターネットを利用できない者は、3月13日（木）午後5時15分までに新潟県人事委員会事務局総務課任用係へ問い合わせること。）

なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによる事故が発生した場合の責任は負いかねる。

また、別途職務等経歴書及び自己PR書の提出も必要である。これらは、所定の様式に必要事項を記入し、電子申請の際に添付すること。

電子申請は、新潟県職員採用案内ホームページ（<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>）から行うことができる。

電子申請は、令和7年2月17日（月）から3月24日（月）午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。